


所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市臨時職員の雇用等に関する要綱の一部を改正する訓令に				
	について	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
1) 改正の要旨					
<p>東京労働局長が、東京都最低賃金を25円引上げ時間額932円に改正することを決定したことに伴い、一般事務等の臨時職員の時間給が最低賃金を下回るため改正を行うものである。</p> <p>主な改正点は、東大和市臨時職員の雇用等に関する要綱中、別表第1に規定された全職種について、時間給を一律30円上げるものである。</p>					
2) 施行日等					
<p>平成28年10月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後の勤務に係る賃金について適用する。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
文書課審査済					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>主管課への周知等事務処理に時間的余裕がなく、庁議付議する暇がないことから持ち回り庁議にて対応することとし、持ち回り庁議終了後、速やかに要綱改正の手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。